

研究開発システムワーキンググループにおける各省との意見交換の概要

各省から研究開発システムに関する問題意識についての説明の後に研究開発システムワーキンググループ委員と各省との間で行われた意見交換の概要は以下の通り。

- 国際的な活動は研究者レベルではかなり進んでいるが、独立行政法人の評価に関する海外の人財の登用及び独立行政法人の海外拠点の整備について、研究開発を行う独立行政法人の制度論として総合科学技術会議で議論をお願いしたい。
- 研究資金を配分する独立行政法人（Funding Agency）と研究開発を行う独立行政法人との関係については、様々な Funding Agency が様々な研究開発独立行政法人に研究資金を出すようにして組織間の競争を高めることが Funding Agency の機能強化にもつながるのではないかと考える。
その際、基礎・基盤的な研究や政策対応活動（標準・基準化等）を行う財源としての運営費交付金とプロジェクト型の研究を行う Funding Agency からの資金の仕切りをしっかりすることが必要。
- Funding Agency の経営の評価指標としては、補助した研究開発の成功・不成功（社会への貢献）や補助した研究開発の成果が Funding Agency を所管する府省の政策に直結しているかどうかといったことが考えられる。
- 日本社会の競争力、世界における存在感の維持・拡大、日本国民の安全・安心に資する我が国の研究開発機関が研究開発を行う目的だと考えるが、日本の存在感の維持には製品規格・社会基盤の規格について提案することが重要であり、これには国の研究開発機関、特に独立行政法人と政府が一体となった長期的な取組が必要である。
- 研究開発機関評価には政策対応の評価と効率的な運営があるが、効率的な運営については、国全体として評価してもよいのではないかと考える。
- イノベーションを生み出すための研究開発システムでは、研究者のモチベーションを高める観点が必要。大学が萌芽的な研究、独立行政法人が橋渡しの研究、企業が製品化という役割分担では、大学の研究者のモチベーションが湧きやすいが独立行政法人の研究者は橋渡し研究や政策対応の活動だけではモチベーションは湧かないので、基礎研究寄りの研究で論文等により社会的に評価されることや、企業との共同研究で製品化に直接つながる活動ができることが重要であり、そのために大学との共同研究や企業との共同研究ができる環境を整備することが重要。
- 企業との共同研究では独立行政法人に設置されている研究設備が必要だが、研究設備を運営・管理する人財が不足している。日本における社会的な地位との関係もあり簡単ではないが、オーバーポスクの問題等、優秀な人財を研究施設の運営・管理に充てられ

るようなシステムが非常に重要。

- 情報分野では、検索等の国際標準については海外が優勢だが、情報の意味づけや組み込みソフトのような日本の強みのある技術に可能性があり、そのような芽となる技術を市場につなげていく仕組みが重要。
- 独立行政法人における産業界との産学連携活動の具体策があまり明確でないのではないか。環境技術での産学連携にはいろいろな可能性があるので検討をお願いしたい。
- 大型研究装置のような研究開発基盤の大学・民間への供用については今の制度を見直す必要があるのではないか。その際には大型研究装置の目的・機能とそれに応じた供用の仕方があり、その点からは学術研究のための装置と企業へも供用する装置で分けて考える必要はあるのではないか。
- 情報通信技術は第3次産業革命の協力的なツールであり、5年・10年あるいはもっと長いスパンで社会をどう変えていくのかということを考える場でもあるのではないか。また、その際、様々な人たちの集合知が迅速に結集できる場とすることも必要ではないか。
- 独立行政法人が、デファクトになるかどうか分からないために特許を維持しない大学から戦略的に知的財産を集めて保有する会社等の機関を設立することで我が国初の技術が国際的に競争力を持つことが可能になるのではないか。また、大学発ベンチャーや独法発ベンチャーは技術の手離れを良くし、産業界も自前主義をやめてこのような技術を取り込んでいくことが必要。
JST の国際特許出願の支援については、JST を通さず各大学に直接国際出願のサポートをすることも検討して欲しい。
- トランスレーショナル・リサーチについては、例えば、厚生労働省のナショナルセンターが独法化するが、そういったところでは、その施設を活用して連携大学院として共同研究をすることが重要。また、治験中核病院という仕組みにより日本国内での治験を推進していきたい。
- 国立研究開発法人制度の検討にあたっては、省庁の枠を越えたものとするとも検討してはどうか。
- 人財の流動化については、退職金、定年等制度的な問題があるが、研究開発機関間の契約により3年～5年の任期で大学と独立行政法人との交流は可能であるので個別に対応できることはある。
- 研究開発システムの検討に当たっては、研究開発資金の8割を担っている産業界のニーズ（民間の求める人財、民間への支援等）を踏まえた議論が重要。